

傍 聴 要 領

愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議の開催予定時刻の5分前までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付開始は、会議開催予定時刻の30分前からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。